

緊急事態宣言に伴う乗車券の特例的な払い戻し期間の終了について

兵庫県を含む一部地域を対象に政府より緊急事態宣言が発出されましたが、6月20日（日）に解除されたことにより、乗車券の特例的な払い戻しにつきましては7月31日（土）までとさせていただきます。

○対象となる乗車券

緊急事態宣言の発出による外出自粛を事由とし、お申し出があった場合の以下の乗車券
通勤定期乗車券、通学定期乗車券、企画乗車券、回数乗車券、回数券カード

○特例的な取扱いについて

通勤定期乗車券・通学定期乗車券

弊社定期券発売所へのお申し出のあった日に関わらず、2021年4月24日（土）以降の最終利用日にお申し出いただいたものとして払い戻し額を算出します。

企画乗車券（一部を除きます）

未使用に限り有効期間内にお申し出いただいたものとみなして無手数料で払い戻しします。

回数乗車券・回数券カード

有効期限を過ぎたものについては、有効期間末日に有人駅窓口にお申し出いただいたものとして払い戻し額を算出します。

以下に該当する場合は、特例的な取扱いの対象外となります。

※乗車券の有効期間に緊急事態宣言の措置期間日（2021年4月25日（日）から6月20日（日）まで）を含まない場合。

○特例的な取扱いの期間

2021年4月25日（日）～7月31日（土）

2021年8月1日（日）以降は、特例的な取り扱いを実施しません。該当する乗車券をお持ちの方は7月31日（土）までにお申し出ください。

なお、払い戻しに際しては、弊社規則による計算とさせていただきます。

所定の払戻手数料を差し引いた額の払い戻しとなりますので、あらかじめご了承ください。

定期乗車券の利用をいったん中止後、再開された場合には、そのご利用になった最終日を払い戻しのお申し出日として取扱いしますので、ご注意ください。

クレジットカードで購入された定期乗車券を払い戻しする際は、購入時に使用したクレジットカードを同じ名義人の方がご持参ください。

山陽電車シニアパス（冬版）、三宮・姫路5dayチケットについては、駅係員にお尋ねください。

山陽百貨店お買い物きっぷ、須磨離宮公園散策きっぷは上記の特例的な取扱いの対象外です。

2021年2月以前に発出された緊急事態宣言に関する特例的な取扱いは終了しております。

以 上